

あきた介護業務「カイゼン」サポートセンター 介護ロボット等試用貸出実施要領

1 目的

介護サービスを提供する法人等における業務改善による業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取組みを支援するため、介護事業を行う法人等に実際の介護ロボットに触れ活用を体験してもらうことにより、介護ロボットの普及を促進することを目的とする。

2 貸出要領（借受事業者分）

（1）貸出対象者

秋田県内で介護事業を行う法人等とする。

（2）貸出対象とする介護ロボット

厚生労働省が作成する「介護ロボットの試用貸出リスト」及び当センターで借受け可能な「県内事業者等貸出リスト」に掲載されている機器とする。

（3）貸出期間・貸出台数・費用負担

① 貸出期間

貸出期間は、2週間から1カ月以内を目安とする。

② 貸出回数および台数

1法人あたり1回の利用、貸出可能台数は1台とする。

③ 費用負担

無償とする。

（4）貸出手続き

① 貸出申請

試用貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あきた介護業務「カイゼン」サポートセンターからのご案内（裏面）「2. 介護ロボット・ICT機器使用貸出申込書」によりセンターへ申請するものとする。

なお、申請の受付は令和9年2月末をもって終了とする。

② 貸出決定

A. センターは、貸出申請を受理した後、申請内容を精査し、適切と認める場合は当該介護ロボットの貸出事業者へ取次を行う。

B. 取次後は、貸出事業者と申請者間で貸出に係る詳細の調整を行う。

（ア）調整後、貸出事業者は、「試用貸出決定書（別紙様式5）」により、貸出の決定をセンターに通知する。

(3) 貸出終了後

申請者は、試用貸出終了後「試用貸出アンケート」(別紙様式6)を遅滞なくセンターに提出する。

3 出展要領(貸出事業者分)

(1) 試用貸出し手続きについて

令和8年4月7日付「介護秋田発第16号」の依頼文により申込された事業者とする。

(2) 貸出事業者への賃借料支払いについて

賃借料等の支払いはなしとする。

4 その他

この介護ロボット等試用貸出実施要領に定めるもののほか、必要な事項は秋田県健康福祉部長寿社会課と協議の上、センターの代表者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。